

会費規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 11 条に定める会費に関する事項を定める。

(会費)

第 2 条 定款第 5 条第 1 号に定める正会員は、入会時または新会計年度が始まるまでに以下に定める年会費を納めなければならない。

(1) 年会費 20,000 円

2. 定款第 5 条第 2 号に定める個人会員は、入会時または新会計年度が始まるまでに以下に定める年会費を納めなければならない。

(1) 年会費 6,000 円

3. 定款第 5 条第 3 号に定める賛助会員は、入会時または新会計年度が始まるまでに以下に定める年会費を納めなければならない。

(1) 年会費 一口 10,000 円、但し企業・団体は 3 口以上、個人は一口以上

(会費の滞納)

第 3 条 定款第 8 条 6 号の定めにより会費を 2 年間滞納した時は退会したものとみなす。

(改 正)

第 4 条 この規程の改正は、理事会の議を経て総会において決する。

付 則 1. この規程は、公益社団法人認可の日から施行する。

2. 前項にかかわらず、社団法人設立総会に正会員として参加した者は、正会員としてその資格を継承する。